

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る判断基準について
 (判断基準① → 判断基準② の順で判断)

判断基準① <確認書の提出が不要で例外給付が可能>

「調査結果（基本調査）」を用いて、福祉用具貸与例外給付の判断基準とします。

下表に該当する者については例外給付が可能となりますので、「確認書」の提出は必要ありません。

対象外種目	状態像	訪問調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 (歩行) 「できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 (起き上がり) 「できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 (寝返り) 「できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 (寝返り) 「できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 (意志の伝達) 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「ない」以外
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 (移動) 「全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 (立ち上がり) 「できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 (移乗) 「一部介助」又は「全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれかに該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 (排便) 「全介助」
	(二)移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-1 (移乗) 「全介助」

※アの（二）及び、オの（三）については、該当する訪問調査結果がないため、主治医より得た情報、及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能となる者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者が判断します。

（介護支援専門員等がケアプランに位置づけることで貸与が可能となるため確認書の提出は不要）

→貸与開始時にケアプランの提出は不要。書類の整備をしてください。

判断基準② <確認書を提出することで例外給付が可能>

下記について、該当する事案のある場合は「確認書」を提出し、組合で適正であることを確認します。

【例外給付の対象とすべき事案】

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める例外給付に該当する者の状態となる者。
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF 現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める例外給付に該当する者に至ることが確実に見込まれる者。
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、厚生労働大臣が定める例外給付に該当する者と判断できる者。
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

【判断方法】

上記に該当するものが

- ① 医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- ② サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

~~~~~軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認事務の流れ~~~~~

#### ① 利用者の状態の確認

利用者が例外給付に該当する可能性があるかどうか検討する。

#### ② 医師への確認

主治医意見書や担当医の診断書、又は担当医への聴取により、福祉用具を必要とする状態が i ~ iii の判断基準に該当するか確認する。

#### ③ サービス担当者会議の開催

医師の医学的な所見に基づき福祉用具貸与の必要性が示された場合、サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与が必要な状態かどうかを検討する。

#### ④ 確認書の提出

②及び③により福祉用具貸与が必要であると判断した場合は、下記の書類を添付し提出する。

- 1) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付にかかる確認書
- 2) 医学的所見の確認書類（写）
- 3) サービス担当者会議の要点【第4表】

#### ⑤ 福祉用具貸与開始

提出された確認書により例外給付が妥当と確認した場合、確認印押した確認書を送付します。その後、福祉用具貸与をケアプランに位置づけ、それが必要な理由を記載しておくことにより、福祉用具の例外給付が可能となります。

#### <注意事項>

- ・給付開始日は、原則サービス担当者会議実施日まで遡り、終了日は要介護・要支援認定有効期間の終了日となります。
- ・更新で新たに認定結果が出た場合は、「確認書」を再度提出してください。
- ・新規や区分変更中の暫定プランで貸与する場合は、認定結果が出る前に「確認書」を提出してください。
- ・対象種目の追加が必要になった場合は、「確認書」を再度提出してください。
- ・「確認書」提出後も、少なくとも6か月に1度はサービス担当者会議の場で福祉用具貸与の必要性について検討してください。
- ・サービス担当者会議の要点の記入に当たっては、福祉用具の必要性について記載してあるか確認してください。（現状はどうであって、福祉用具を導入することによりどんなことが改善されるのか、どんなことに繋がるかなどを明記してください。）

#### <末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱いについて>

末期がん等の方は、心身の状態に応じて迅速に介護サービスの提供が必要となるため、暫定ケアプランの作成、介護サービスの提供について迅速に対応していただくよう厚生労働省より連絡がありました。

つきましては、末期がん等で貸与が必要となった場合、次の事案に該当しますので、「確認書」を提出していただき、暫定プランにて貸与してください。

#### 【例外給付の対象とすべき事案】

- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める例外給付に該当する者に至ることが確実に見込まれる者